

令和 6 年 10 月 8 日

従業員各位

株式会社アステージ
従業員代表選出委員会

労働者の過半数代表者の選任について

株式会社アステージにおける労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」（以下「従業員代表」という。）を選出するにあたり、下記の方法により選出いたします。

従業員代表の役割

- ① 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定の締結
- ② 時間外労働・休日労働に関する協定の締結（労基法第 36 条）
- ③ 1 ヶ月年単位の変形労働時間制協定の締結（労基法第 32 条の 4）
- ④ 就業規則を作成・変更する場合の意見の聴取、意見書の添付（労基法第 90 条）
- ⑤ 賃金控除協定の締結（労基法第 24 条但し書）
- ⑥ 育児・介護休業に関する協定の締結（育児介護休業法第 6 条）
- ⑦ その他労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」としての任務

選出方法

- ① 従業員代表選出は、原則として立候補者に対する選挙によって決定する事とし、令和 6 年 10 月 8 日から令和 6 年 10 月 14 日までの間に立候補者を募集します。
- ② 従業員代表の候補者は、管理監督者でない者でなければなりません。
- ③ なお、従業員代表になろうとしたこと、従業員代表であること、従業員代表として正当な行為をしたことを理由に不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。

立候補の方法

立候補される方は、上記の内容をご承諾の上、下記までご連絡をお願い致します

立候補受付期間：令和 6 年 10 月 8 日から令和 6 年 10 月 14 日まで

電話連絡 03-5577-3660 メールアドレス tokyo@astageinc.co.jp

従業員代表選出委員会係

以上